

理工学部学術賞表彰内規

平成17年 4月14日制定
平成17年 4月 1日施行
平成30年 2月 8日改正
平成30年 4月 1日施行

(趣 旨)

第1条 この内規は、理工学部学術賞（以下「学術賞」という）の表彰についての必要事項を定める。

(対象者)

第2条 学術賞の受賞対象者は、理工学部、短期大学部（船橋校舎）及び習志野高等学校（以下「本学部」という）に所属する専任教員とする。

(表彰事由)

第3条 学術賞は、学術の発展に顕著な功績があり、本学部における学術の振興と学術水準の向上に資するものを表彰する。

(表 彰)

第4条 学術賞受賞者（以下「受賞者」という）には、賞状及び副賞を授与し表彰する。

2 副賞は、50万円とする。

(指定研究費)

第5条 受賞者には、申請された研究計画に基づく指定研究費（以下「指定研究費」という）を交付する。

2 指定研究費は100万円とし、受賞翌年度に交付する。ただし、受賞翌年度に在職しない場合、交付は行わないものとし、同期間に退職した場合は、指定研究費の全額又は一部の返還を求められることがある。

(表彰の時期)

第6条 学術賞の表彰は、「理工学部学術賞表彰式」において行う。

(候補者の推薦)

第7条 学術賞の候補者は、本学部専任教員2名以上の推薦によるものとする。推薦者は、候補者に係る次の各号に掲げる書類を添付し、毎年6月末日までに理工学部長（以下「学部長」という）へ申請しなければならない。

- ① 履歴書
- ② 推薦書
- ③ 研究・教育業績の概要
- ④ その他必要な書類

(選考委員会)

第8条 学術賞の選考その他の諸事項を審議するため、学術賞表彰に関する選考委員会（以下「委員会」という）を置く。

(委員会の構成)

第9条 委員会は担当・主任会議の構成員をもって構成し、必要に応じて若干名の教授を加えることができる。

2 委員会の委員は、学部長が委嘱する。

(委員長)

第10条 委員会の委員長は、学部長とする。

2 委員長に事故あるときは、委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(委員会の招集)

第11条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(委員の任期)

第12条 担当・主任会議構成員である委員の任期は、当該役職の在任期間とする。

2 別途委嘱された委員の任期は、当該年度とする。ただし、再任を妨げない。

(選考及び決定)

第13条 学術賞は、推薦された候補者のうちから委員会で選考し、担当会議の審議を経て、担当・主任会議及び教授会に報告し、学部長が決定する。

2 選考等に関する要項は、別に定める。

(受賞者の上限)

第14条 受賞者は、2名まで選考することができる。ただし、該当するものがないときは、その年度の授賞は行わない。

(受賞講演)

第15条 受賞者は、「理工学部学術賞表彰式」及び「理工学部学術講演会」において、受賞講演を行うものとする。

(予算措置)

第16条 表彰に係る副賞・指定研究費は、毎年度の予算・決算に計上するものとする。

(備品等の帰属)

第17条 指定研究費で購入した備品等は、本学部に帰属する。

(実績報告書)

第18条 申請された研究計画が終了した場合は、速やかに学部長あて実績報告書を提出しなければならない。

(指定研究費の取扱い)

第19条 指定研究費は、この内規によるほか、理工学部研究費の取扱い手引きにより取扱うものとする。

(所 管)

第20条 学術賞表彰に関する事務は、研究事務課が行う。

附 則

1 この内規は、平成30年4月1日から施行する。

2 昭和53年5月11日制定の日本大学理工学部学術賞規程は、平成17年3月31日をもって廃止する。

理工学部学術賞候補者選考に関する要項

平成17年 4月12日制定
平成19年 5月10日改正
平成19年 4月 1日施行
平成30年 2月 8日改正
平成30年 4月 1日施行

この要項は、理工学部学術賞表彰内規（以下「内規」という）第13条第2項に基づき、学術賞候補者選考等についての必要事項を定める。

1 受賞候補者

- ① 受賞候補者（以下「候補者」という）は、内規第2条に定める対象者のうち、本学部に専任教員として、連続3年以上又は通算5年以上在職している准教授以下のものとする。
- ② 学術賞は、次のとおりグループ分けするものとし、毎年1グループを指定(以下「指定グループ」という)する。指定グループはA, B, C, Dの順番とする。
 - Aグループ（土木・建築系）
 - Bグループ（機械・電気系）
 - Cグループ（化学・物理・数学系）
 - Dグループ（A, B, Cグループに該当しない分野）

2 受賞候補者の推薦

- ① 候補者の推薦は、本学部専任教員（准教授以上）2名の推薦による。
- ② 推薦者は、同時に他の候補者の推薦者になることはできない。
- ③ 推薦する場合、指定グループにするか、指定グループ以外にするかは、推薦者が判断するものとする。

3 選考

- ① 委員会における候補者の選考は、次の手順による。
 - (1) 候補者の承認
 - (2) 第1次審査員の決定
 - (3) 第1次審査による候補者の選考
 - (4) 第2次審査
 - (5) 受賞者の選考
- ② 委員会の委員が、推薦者である場合又は第1次審査員に選出された場合は、選考に関する議決権を失う。

4 第1次審査

- ① 第1次審査員は、3名とし、候補者が所属する教室主任等が推薦するものとする。ただし、少なくとも1名は、候補者が所属する一般教育を含む学科以外のものとする。
- ② 第1次審査員の資格は、本学部専任教員（教授）とする。
- ③ 第1次審査員の決定は、委員会が行うものとし、決定後審査を依頼する。ただし、複数の第1次審査員になることはできない。
- ④ 推薦者と第1次審査員を兼ねることはできない。
- ⑤ 第1次審査の評価により、指定グループ2名以内、指定グループ以外2名以内を選考

する。

5 第2次審査

- ① 第2次審査員は、委員会委員とし、必要に応じて名誉教授等を加えることができる。
- ② 第2次審査は、候補者がプレゼンテーションを行い、別に定める審査項目に基づいて審査を行う。

6 受賞者の選考

委員会は、第2次審査の審査結果に基づき、原則として指定グループ1名、指定グループ以外1名を選考する。

附 則

- 1 この要項は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成12年7月1日付、担当・主任会議承認事項の「理工学部学術賞候補者選考等について」は平成17年3月31日をもって廃止する。